# YOKA!Pay 利用規約

# 第1条(総則)

利用者は、株式会社福岡銀行(以下、「当行」という。)を通じて、加盟店での商品またはサービスに係る取引代金の決済に YOKA!Pay を利用することに関し、本 YOKA!Pay 利用規約(以下、「本規約」といいます。)の内容に従うものとします。

# 第2条 (用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

#### (1) 利用者

当行に普通預金口座をお持ちで、当該普通預金口座に係る暗証番号を保有しているお客さまのうち、第3条に基づいて YOKA!Pay の利用に係る申込みを行ったお客さまをいいます。なお、本規約に基づき、当行と利用者との間で成立した契約を「本契約」といいます。

## (2) 加盟店

利用者との間の取引代金の決済に YOKA!Pay を利用することを当行が認めた法人、個人事業主または団体をいいます。本規約においては、当行の提携金融機関が提供する YOKA!Pay と同様のサービスを利用する個人との間の取引代金の決済に当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主または団体をあわせて加盟店といいます。

#### (3) YOKA!Pay

加盟店における商品またはサービスの代金をスマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできる、当行の個人のお客さま向けサービスをいいます。

## (4) YOKA!Pay 取引

加盟店が行う商品の販売またはサービスの提供の代金を YOKA!Pay により支払う取引をいいます。

# (5) 利用者端末

YOKA!Pay 取引を行うために必要な利用者向けアプリ(以下、「YOKA!Pay アプリ」といいます。)をダウンロードの上、利用登録をした利用者自身のスマートフォンをいいます。利用者は YOKA!Pay アプリを利用して、YOKA!Pay 取引のほか、加盟店検索や加盟店が発行した対象クーポンやスタンプの利用・管理ができます。YOKA!Pay アプリを利用できる利用者端末の環境は、当行ホームページで公表しています。

# (6) 加盟店端末

YOKA!Pay 取引を取り扱うために必要な加盟店向けアプリをダウンロードの上、利用登録をした加盟店自身のタブレット端末等をいいます。

#### 第3条(利用申込み)

- 1. YOKA! Pay の利用にあたっては、お客さま自身のスマートフォンに YOKA!Pay アプリをダウンロードのうえ、利用登録画面に氏名、メールアドレス等のお客さま情報を入力し、ログインパスワードおよび取引暗証番号(以下、ログインパスワードと取引暗証番号をあわせて「暗号等」といいます。)を設定する必要があります。
- 2. 前項の手続きを行ったうえで、当該スマートフォンのログイン後画面において、当行の普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、YOKA!Pay 取引に用いる預金口座(以下、「引落指定口座」といいます。)を登録する必要があります。

## 第4条(YOKA!Pay 取引の方法)

- 1. 利用者が加盟店における商品またはサービスの代金を YOKA!Pay により支払う場合には、①加盟店から送信を受けた情報を利用者端末の取引内容確認画面で確認後、取引暗証番号を入力する方法、または②加盟店から提示された QR コードを利用者端末で読み取る方法により、当行に対して、引落指定口座から支払資金を引落して加盟店に支払うことを依頼するものとします。この依頼は取り消すことができません。
- 2. 前項にかかわらず、利用者端末の指紋認証機能の利用により、取引暗証番号の入力を省略することができます。この場合についても、当行は前項と同様に取り扱うものとし、利用者は依頼を取り消すことができません。なお、指紋認証機能は、当行所定の機能を備える利用者端末でのみ利用できます。
- 3. 当行は、前二項の依頼に基づき引落指定口座から支払資金を引落したときは、加盟店に対して YOKA!Pay 取引が成立したことを通知します。この場合、利用者端末上に加盟店の発行するご利用 控が表示されます。
- 4. 理由の如何を問わず、利用者端末および加盟店端末による手続きができない場合には、YOKA!Pay 取引の取扱いは行わないものとします。

# 第5条(YOKA!Pay 取引の利用限度額)

- 1. 利用者は、以下の各号のいずれか低い金額を超えない限度において個々の YOKA!Pay 取引を行うことができます。
- (1) 引落指定口座の預金残高(総合口座取引規定に基づく当座貸越極度額およびプラスワンサービス 極度額を加えた金額とします。)
- (2) 1日あたりの利用限度額(当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において利用者が指定し、当行が承認した金額をいいます。以下同じです。)
- (3) 加盟店ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額(当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において加盟店が指定し、当行が承認した金額をいいます。)
- 2. 前項第3号に定める1日とは、午前0時から起算した24時間をいい、日本時間によります。

#### 第6条(利用時間)

1. YOKA!Pay 取引の利用可能時間は、以下に定める時間帯とします。

曜日等	開始時間~終了時間	備考
平日	0:00~24:00	日曜・祝日の翌日は
土曜	0:00~21:00	7:00~
日曜・祝日	7:00~21:00	_

※5月3日~同5日、12月31日~1月3日は祝日と同様の取り扱いとします。

- 2. 当行は、システムメンテナンス等のためあらかじめ利用者に対する通知または公表のうえ YOKA!Pay 取引を休止することがあります。
- 3. 前項にかかわらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要な場合は、あらかじめ利用者に通知することなく YOKA!Pay 取引の取扱いを休止することができるものとします。

# 第7条 (YOKA!Pay 取引の範囲)

当行の提携金融機関に変動が生じたときは、当行から利用者に対する通知または公表のうえ、 YOKA!Pay 取引が利用可能な加盟店の範囲も変動するものとします。

# 第8条(取引できない場合)

次の場合には、YOKA!Pay 取引を行うことはできません。

- (1)停雷・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合
- (2) 1日あたりの利用限度額の範囲を超える場合
- (3) 加盟店ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額を超える場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店が YOKA!Pay 取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (5) 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの引落しができない場合

## 第9条(取消)

- 1. YOKA!Pay 取引が成立した後に利用者と加盟店との売買契約等が解除、取消その他の事由により効力を失い、または終了した場合には、利用者に対する返金等については、加盟店への資金の入金の前後を問わず、利用者と加盟店の間で解決するものとし、利用者は当行に対して引落指定口座への返金や YOKA!Pay 取引の取消を請求することはできません。
- 2. 前項の規定にかかわらず、利用者と加盟店の合意に基づき、加盟店が加盟店端末から当行に取消の 電文を送信し、当行が当該電文を当該 YOKA!Pay 取引が行われた当日中に受信した場合に限り、 YOKA!Pay 取引を取り消すことができます。なお、その場合、引落指定口座への返金は、翌銀行営 業日以降となります。

## 第10条(加盟店との紛議)

- 1. 利用者は、加盟店において商品を購入し、またはサービスの提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
- 2. 利用者は、加盟店から購入した商品または提供を受けたサービスに関する紛議その他加盟店との間で生じた一切の紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。
- 3. 当行が利用者と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施し、利用者に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、利用者はこれに協力するものとします。

# 第11条(暗号等および利用者端末の管理)

- 1. 利用者は、利用者端末を第三者に使用させてはなりません。また、YOKA!Pay アプリを本規約で定める用途以外で使用してはなりません。
- 2. 利用者は、暗号等を指定するにあたっては、他人に推測されやすい数字等を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、利用者自身の責任において、厳重に管理し、YOKA!Pay アプリの画面上で随時変更するものとします。利用者が、暗号等として、推測されやすい数字等を利用したことにより生じた損害に対し、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 3. 利用者は、利用者端末がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ 対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行うものとします。
- 4. 利用者端末は紛失・盗難等に遭わないように、利用者自身の責任において、厳重に管理するものとします。なお、利用者端末を変更または処分する場合には、必ず YOKA!Pay アプリを削除するものとします。
- 5. 利用者は、利用者端末を紛失した場合その他利用者端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、 直ちに当該利用者端末に係る通信会社に連絡し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとる ものとします。
- 6. YOKA!Pay の利用に際し、取引暗証番号等の入力項目を、当行所定の回数以上連続して誤入力すると YOKA!Pay が利用できなくなります。この場合、ログアウトをしたのち、再度、ログインをした上で、取引暗証番号を変更してください。
- 7. 利用者は、前各項のほか本規約に従い、利用者端末を管理するものとします。

## 第12条(通信料の負担)

YOKA!Pay アプリの利用およびダウンロードには別途通信料がかかり、利用者のご負担になります(バージョンアップ等の際にかかる通信料を含みます。)。

#### 第13条(利用者による利用停止等)

1. 利用者が、YOKA!Payの利用停止を希望する場合には、当行ホームページ上に掲載された YOKA!Payの利用停止方法に従い、手続を行うものとします。また、利用再開にあたっては、当行に申し出る

ものとします。なお、利用再開の申し出に関し、当行は申し出を行った方が利用者本人であること を確認するための資料の提示等を求めることがあります。

2. 直前にログインした利用者端末とは異なる端末から Yoka!Pay アプリへのログインがある場合、当行は、利用者が登録したメールアドレスに「全ての端末からログアウト」を実施できる方法を送信します。「全ての端末からログアウト」を実施すると、YOKA!Pay のログインパスワードが初期化され、この場合、ログインするには、利用者が登録したメールアドレスに送信される確認コードが必要になります。

#### 第14条(当行による利用停止等)

当行は、利用者が次の各号に該当した場合は、利用者に通知することなく、YOKA!Payの利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。

- (1) 6か月以上、YOKA!Pay アプリへのログインがないとき
- (2) 利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき
- (3) 引落指定口座が解約されたとき
- (4) 本契約その他当行との契約に違反したとき
- (5) 利用者が当行に届出した住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき
- (6) 利用状況等に鑑みて、当行が必要と認めたとき

#### 第15条(反社会的勢力の排除)

- 1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これら に準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいず れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる 関係を有すること
  - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約 します。
  - (1)暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、または他の当事者 の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当行は、利用者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
- 4. 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、利用者は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により利用者に損害が生じても、利用者は当行に一切請求を行うことができないものとします。

# 第16条 (届出事項の変更)

- 1. 利用者は、当行に届け出ている氏名、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当行に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- 2. 当行が利用者に宛てて通知または書類を発送した場合には、利用者が前項の届出を怠る等利用者の 責めに帰すべき事由により、当該通知または書類が延着しもしくは到達しなかったとき、または利 用者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第17条(準拠法)

利用者と当行との本契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

## 第18条(合意管轄裁判所)

利用者と当行との本契約に関する一切の紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第19条(取扱内容および規約の変更等)

- 1. 当行は利用者に事前に通知することなしに、YOKA!Pay アプリの機能の追加、変更等を行うことができるものとします。
- 2. 当行は、本規約の内容を変更する場合には、変更日および変更内容等を利用者に通知するものとします。ただし、当行は、当行のホームページまたは YOKA!Pay アプリ上に変更日および変更内容等を掲載することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。YOKA!Pay を廃止する場合も同様とします。

# 第20条(免責)

- 1. 当行の責めに帰すべき事由により、利用者の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に 引落しを行った場合等であっても、当行は、誤って引き落とした金額相当額を預金口座に返金すれ ば足りるものとし、当行は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償 の責めも負わないものとします。
- 2. 前項のほか、当行が本規約に定める YOKA!Pay の提供に関し、利用者が被った損害について責任 を負う場合であっても、当行の責任は通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものと し、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害および特別損害については一切責任を負わないものとします。
- 3. 前二項の規定は、当行が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。
- 4. 第4条第1項に基づき取引暗証番号の入力、または QR コードの読み取りが行われた場合には、当 行は当該 YOKA!Pay 取引が利用者自身により行われたものと判断することができ、当該 YOKA!Pay 取引が、利用者端末又は暗号等の盗難又は不正使用その他理由の如何を問わず利用者以外の第三者 により行われたことによって利用者が損害を被った場合であっても、当行は一切の責任を負わない ものとします。
- 5. 当行は、YOKA!Pay 取引を利用して販売又は提供される商品またはサービスについて一切の責任を 負わないものとします。

## 第21条(キャッシュバックサービス)

当行は、以下各号の規定に従い、利用者に対してその YOKA!Pay 取引利用代金の金額に応じて、 YOKA!Pay 取引利用に対する特典として、利用者の預金口座に対する入金処理を行う方法により金銭を 支払うことができるものとします。

- (1) キャッシュバック金額 YOKA!Pay 取引ご利用 400 円ごとに1円(小数点以下切り捨て)
- (2) キャッシュバック入金対象口座 引落指定口座
- (3) キャッシュバックサイクル

毎月1回のサイクルで、毎月2日(ただし、当行の休業日の場合は、その翌銀行営業日)に前々月16日から前月15日までのYOKA!Pay取引ご利用分に対して入金します。

# 第22条(調剤予約機能)

調剤予約機能として、大賀薬局が展開している「処方箋送信アプリ」機能を YOKA!Pay サービスに搭載します。調剤予約機能に関しては、以下 URL にある大賀薬局の「利用規約」「アプリケーション・プライバシーポリシー」の内容に順ずるものとします。

<利用規約>https://legal.pharumo.com/ohga/terms.html

<アプリケーション・プライバシーポリシー>https://legal.pharumo.com/ohga/privacy.html

第23条(本規約に定めのない事項)

本規約に明示されていない事項等については、当行および利用者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

(平成30年3月1日現在)

以上